

文明・立憲制・国民政治

——伊藤博文の政治思想——

瀧井 一博

I 伊藤博文のイメージ

坂野「どうしても伊藤博文がわからないのは、彼はいつも二つのはっきりした対立の間を動いていますから、明治史を書いていても伊藤博文の姿が出てこないんです。」

司馬「やはり「大政治家」ですね。フレキシビリティそのもの⁽¹⁾。」

日本の近現代史研究をリードする坂野潤治氏と戦後日本を代表する歴史小説作家司馬遼太郎氏の対談の一節である。ここで坂野氏は、伊藤博文のことを「わからない」と単刀直入に語っている。伊藤といえば、初代の内閣総理大臣であり、日本初の近代的憲法である大日本帝国憲法——以下、明治憲法——を制定した人物として歴史上名高い。木戸孝允、大久保利通、西郷隆盛という明治維新の三傑の次の世代を

代表し、そして彼らと並んで明治史上最も著名な政治家ということが許されよう。だが、坂野氏ほどの一級の歴史家が「わからない」と述懐されているように、一般にアカデミズムの世界では、伊藤の功績を高く見積もることに消極的な傾向が強い。

ことは文学の世界でも同様のように見受けられる。伊藤を「フレキシビリティそのもの」と喝破した司馬遼太郎氏だが、当の作品において、伊藤を描く司馬氏の筆は冷めたものである。例えば、次のように。

伊藤には、政治家としての哲学性が、西郷や木戸ほどには無かった。そのぶんだけ伊藤は、魅力というほどのものを、同時代人にはむろんのこと、後世にも感じさせるところが薄い。

が、哲学性がより薄いぶんだけ、政治というおそるべき権力の戦場における作戦能力が西郷や木戸よりも

高かつた⁽²⁾。

ここに端的に表れているように、哲学なき政略家、理念なき権謀家、それこそ司馬氏の抱く伊藤像といえる⁽³⁾。

以上のように、アカデミズムと国民文学を代表する二人の歴史家にとつてともに曖昧で見定め難い存在、それが伊藤なのである。これに対して本稿では、そのように融通無碍なる政治家伊藤の生涯を一貫する「思想」を見出し、それを再構成することが目指される。私見では、伊藤は、坂野・司馬両氏をはじめ大方の識者が考えるような思想なき御都合主義者ではなく、明確な思想と理念をもつて行動した政治家だった。その理念とは、文明・立憲制・国民政治の三つのファクターによって構成されたもので、それらが三幅対となったところに伊藤が理想とする明治国制が成立するのである。

以下の論述では、伊藤の国家構想の考察を通じて、「思想家」伊藤の実像に迫りたい。

II 明治憲法制定という前史

(一) 伊藤の超然演説

伊藤博文と聞いたときに、まず思い浮かべる事績として、明治憲法の制定が挙げられよう。従来、明治憲法について

は、「明治初年以來の近代憲法思想の受容・同化の大勢に対する反動の産物」に他ならない見せかけの立憲主義の憲法とされてきた⁽⁴⁾。だとすると伊藤は見せかけの立憲主義者ということになろう。

他方で、伊藤は、一九〇〇年（明治三三）に立憲政友会を創設し、藩閥政治家から政党政治家へと転身した。それは果たして、政党政治の趨勢に抗しきれなくなった伊藤が、便宜主義的にとつた変節であり、彼一流の変わり身の早さに過ぎないのだろうか。

そもそも、憲法制定期の伊藤は、議會政治の可能性をどのように考えていたのだろうか。彼は当初は超然主義者として政党に反対し、その後その趨勢が回避できないと悟るや、政党政治に乗り換えたのだろうか。憲法起草前後に彼が発した言葉のなかにこの点を探っていききたい。

憲法発布時の伊藤の憲法に関する発言として、一八八九年二月十五日の府県會議長たちに宛てた演説が有名である。その三日前に時の首相黒田清隆が行った演説と同様、それは政府が政党から超然として施政をとることを闡明にした超然主義の宣言としてしばしば引き合いに出される。しかし伊藤が実際にその場で述べたことは、もっと含蓄に富んだものである。そこで、すでに言及され尽くしたかの感あるこの演説をあえてもう一度検討してみることになしたい。

劈頭伊藤は「今般發布せられたる憲法は、言ふまでも無く欽定憲法なり」⁽⁵⁾として、この憲法が天皇自ら制定し、臣民に下賜されたものであることを強調する。「此憲法は全く天皇陛下の仁恵に由り、臣民に賜与し玉ひしもの」⁽⁶⁾なのである。

この欽定性というところに明治憲法の大きな特色が求められる。そのことを伊藤は次のように語っている。

今我が憲法制定の体式を以て他の立憲諸国の憲法と比較するに、其間大差別の存するものあり。乃ち第一章に君主の大権、即ち主権を明記するものは、他国の憲法に其例あるを見ざる所なり。而して其然る所以のものは、一考直に了解するを得べし。抑々我が日本国は開闢の始より、天皇親ら開き玉ひ、天皇親ら治しめずを以て、之を憲法の首条に載するは実に我が国体に適應するものと謂ふべし。⁽⁷⁾是れ他国の憲法と大に其構成体裁を同くせざる所以なり。

日本国とは天皇が築き、天皇が統治してきた国家なのであり、したがって天皇こそが日本国の主権者であることが謳われている。そのことを裏打ちするために、憲法はまず第一章で天皇に主権が帰属することを明記するという他国に類をみない条文構成をとったのだと説かれている。ここでの伊藤の口吻は、さながら天皇即国家とでも言えるかの

ようなものである。実際、伊藤は「我国の如きは開闢以来の歴史と事実とに徴して主権は君主即ち王室に存し、未だ曾て主権の他に移りたるの事実なく、又移るべきの道理あらざるなり」⁽⁸⁾として、次のように言う。

主権は帰一にして分割すべからず、独り君主の一身に存する以上は、国家の官吏たるものの動作は主権之を為さしむるなり。故に行政各部の機関の活動は、主権の委任権に過ぎずして、決して固有のものにあらず。故に官吏の動作は委任権にして行政各部の機関は支派を別ち、各々定分を有して独立に運轉するの機能を有するに拘らず、帰一の主権は君主の総攬せらるゝ所なり。之を以て仮令議會を開き、公議輿論の府と為すも、主権は唯だ君主の一身に存在することを遺忘すべからず。⁽⁹⁾

伊藤は、このような主権帰一論は、かつて世に喧伝されたモンテスキュー流の権力分立論に対する批判として今日のヨーロッパでも受け入れられている議論だとして、自説を補強している。つまり、今日有力なのは国家を人体に比定する有機体的思想であるが、それによると精神の本源が頭脳の専有であるのと同様、「主権を講ずるの学者は、概ね皆主権の分割すべからず、必ず帰一せざるべからざることを唱導せざるものなし」⁽¹⁰⁾というのが趨勢だという。これ

はわが国の国体とまさに合致した考え方であり、それが故にわが憲法は第一章で率先して主権の不可分性を明記したとされる。

このように伊藤には、明治憲法こそ最先端の国家理論を先取りして具現したものであるという自負があった。それは主権の不可分論・帰一論であり、日本の場合、その担い手は天皇ということになる。「日本に於ては開闢以来の国体に基づき、上元首の位を保ち、決して主権の民衆に移らざること⁽¹¹⁾を希望して止まざるなり」として主権の不動性が唱えられ、施政も「皆之を至尊に総べて其綱領を攬らせらるゝなり⁽¹²⁾」とあるように天皇親政が掲げられる。そもそも政府とは「天皇陛下の政府」であり、「我政府は主権の存する所に支配せられ、活動すべきもの⁽¹³⁾」なのである。

『伊藤伝』所収の演説内容をたどってみれば、そこで展開されているのは、天皇主権の専制国家の弁証に他ならないようである。だが、伊藤の議論には続きがある。以下、当日の伊藤講演の全容を筆録した『東京日日新聞』の記事からその更なる展開を追っていこう。伊藤が超然主義を吹聴しつつ、その実俗解された超然主義から越え出た認識を示しているのは、『伊藤伝』に収められなかったこの部分に求められる。

伊藤によれば、「憲法を設け議會を開かんとするに当り

党派の起るは人類群集の上に於て見るべからざるの数なり⁽¹⁴⁾」とされる。ここから端的にうかがえるように、伊藤は憲法施行後の政党政治化をそれ自体としては不可避のことと見なしている。⁽¹⁵⁾その根底には、憲法政治とは利害政治であるとの彼の観察がある。つまり、国民の政治参加を保障する憲法政治とは、国民が自己の利害を主張し、それに立脚して政治活動を行うことを保障した政治のあり方だというのである。

だが、それだけでは、私的な利害関心によつて公共的利益が侵食されるという結果に陥ることになりかねない。そこで、伊藤は議會政治と政府との分断を図る。

互に其意見を異にするに至てハ勢ひ党派を生ずべし。蓋し議會又は一社会に於て党派の興起するハ免れ難しと雖も一政府の党派は甚だ不可なり。⁽¹⁶⁾

ここで念頭に置かれているのは、伊藤の憲法調査時の師ローレンツ・フォン・シュタインの国家理論であろう。シュタインの学説の特色をなすのは、国家と社会の二元論である。それによれば、社会(Gesellschaft)が営利を中心とする個別的な特殊利益によつて構成されるのに対し、国家(Staat)は共同体全体の普遍的利益の体現者とされる。換言すれば、欲望の体系に他ならない人間社会のなかから公的な価値を救出するために、私的利害関心から中立的な

国家の活動が不可欠なのである。⁽¹⁷⁾これと平仄を合わせるかのように伊藤も、「畢竟党派ハ民間に在てハ止むを得ざる結果なりと雖も之を以て政府にまで及ぼすハ難事なりと愚考せざるを得ず」と述べている。「政府たるもの其ハ彼の党の爲めなり此ハ我の党の爲めとして自党を庇護することあるべからず」なのである。⁽¹⁸⁾

このように伊藤は、民間レベルにおける利害の自由競争を担保する傍らで、そこから冠絶した政府のあり方を称揚している。これはまさに超然主義の主張に他ならないといえよう。だが、伊藤が次のように議論を展開していることを無視するべきではない。

遽に議会政府即ち政党を以て内閣を組織せんと望むが如き最も至險の事たるを免れず。蓋し党派の利を説く者少からずと雖も既に一国の基軸定り政治をして公議の府に拠らしむるにハ充分の力を養成するを要す。若し此必要を欠て容易に国家の根本を揺撼するが如きことあらば将来の不利果して如何ぞや。⁽¹⁹⁾

ここに表れているのは、政党内閣の即行という急進論の否定である。現時点で政党が一国の基軸を定め、公議の府の担い手となるには時期尚早であるといつて戒めているが、議会政府それ自体を排斥しているわけではない。つまり、将来における政党内閣の実現は、伊藤の脳裏において必ず

しもその可能性を抹消されていたわけではないと考えられるのである。換言すれば、「政治をして公議の府に拠らしむる」ための「充分の力を養成すること」が達成されれば、充分に政党内閣の余地が認められることになる。そして実際に伊藤は後年、憲法政治のあるべき姿をそのような方向に模索していく。それというのも、彼にとつて憲法政治とは国民政治の謂いに他ならなかったからである。この点を同時期の彼の発言から論証していこう。

(二) 開かれた国体

次に取り上げたいのは、『伊東已代治文書』（国立国会図書館憲政資料室所蔵）所収の一八八九年二月二七日付の「各親王殿下及貴族ニ対シ」と題された演説である。⁽²⁰⁾読んで字の如く親王や貴族を集めてなされたこの講演は、伊藤が皇族やかつての主君層を含んだ華族に対して、腹藏なく憲法政治のあるべき姿を開陳しているものとして注目に値する。従来、取り上げられることのなかった史料なので、以下、その内容を詳しくたどってみよう。

まず伊藤は、日本の国体の特質を称揚することから始める。

日本ニ於テハ今日マデ歴史ノ伝ヘルコトニ於テ開闢以來主権者ハ万世一系ノ皇統ニヨツテ統治サレテ居リ人

種モ亦斯ノ如ク続イテ居リマス。尤モ中古ノ歴史ナドヲ繙イテ見マスト或ハ朝鮮ノ人種ナドモ這入ツタ様ナコトモ有リマスルナレドモ、先ヅ大数ノ部分ニ於テハ開闢以來ノ人種ノヒロガリト云ハナケレバナリマセヌ。日本国は開闢以來、大体において單一民族によつて構成され、万世一系の皇統がこれを統治してきたという国体論である。そしてこのような国家は世界のなかでも比類がないと説かれる。その他の国々のなかで王家の交代や民族的な変容を経ていない国はないからである。

このように論じる一方で、注目すべきなのは、これに続けて彼が次のように述べて、この日本の国体（彼は「国柄」という言葉を用いる）を同時代史的な視座のうえで相対化していることである。

今日ノ如ク外国ト交通ノ無イ時分ノ日本ノ学者ガ只日本独リ貴クシテ外ハ野蠻ノ様ニ言ツテ居リマシタモノモ段々アリマスルガ、其ノ外ガ野蠻デアツテ我が国ノミ開ケテ居ルト云フコトヲ以テ貴シトスルヨリハ、自国ハ生レテ来タ以来今日ニ存続シタモノガ一ツモノデアルト云フコトノ方ガ世界ニ誇ルニ足リルモノト考ヘマス。

ここに表れているのは、万世一系という国体を掲げつつも、その卓越性に自閉するのではなく、むしろ国際社会と

の関係性を意識したうえでその特質を捉え直そうとの姿勢である。伊藤は幕末期の神国論的な攘夷思想やこの時期まだ一定の力を有していた儒教的保守主義とは一線を画し、諸外国と開かれた関係を構築していける近代国家の像を前提としている。伊藤の国体論とは、そのような国際社会のなかでの主体的かつ協調的なアクターたりうる独立国家を弁証するための方便だったのではないかとすら考えられるが、次の伊藤の発言を味読すれば、そういった発想も是認され得るのではないだろうか。

日本ハ箇様ニ世界ニ比類ナキ国柄デアリマス。此ノ世界ニ比類ナキ国柄ノ国ガ今日世界万国ト交通シ開クト云フコトニナツテ参リマシテ、其交通上カラ間接ヲ及ボシテ来ルト云フコトハ種々様々ノコトガ有リマスガ、併シ何レニシマシテモ此ノ関係ヨリ皆我レニ取ツテ利スルコトガ無ケレバナリマセヌ。己レヲ保護シ己レヲ進メテ行クト云フコトト見ナケレバナリマセヌ。

いずれにせよ、伊藤は国際社会と広く関係を結び、それを通じて国の利益を高めていくことを標榜している。そのようにして海外との全面的な交通を行えば、やがては日本の国体の変容が生じるのではないかとの懸念が聞かれるが、それに対しては次のように述べて反駁している。

假令ヒ変スルニシテモ変スル事柄ハ定ツテ居ルコトデ、

皆我レヲ保護シ、我レヲ進メテ他ニ侵サレズ、〔外か〕ト競争ヲシテ以テ己レノ独立ノ位置ヲ保ツテ行クト云フ便宜上ダケデ有リマスカラ、我レノ「カラダ」ヲ変スルト云フコトデハ有リマセヌ。其ノ改良ヨリシテ又内部ノ改良進歩モ必要ヲ感シテ来タスモノト考ヘナケレバナリマセヌ。

ここには、伊藤の進化論的発想が読み込める。つまり、伊藤の立場とは、国家の「体」は外界との接触によつて全く別のものに変身するというのではなく、むしろそれとの相互作用を通じて自生的に改良されていくのであり、またそうあるべきだと、漸進的な進化論のそれだと見なすことができる。

ところで、右の引用の末尾で伊藤は、身体という外面以上はその内部の変容を問題としている。その内部とは何か。それは、国民の精神状態である。国民をより一層文明的に導いていくこと、それが国家の進化を決定づける重要なファクターとされる。次にこの点をみていきたい。

(三) 国民政治としての憲法政治

前節で明らかとしたように、伊藤は憲法によつて国体を定礎し方向付けようとした。それは、開かれた国体という方向である。伊藤は国体という觀念が、日本という特殊性

への自閉に帰結することを忌避した。それとは反対に、諸外国との対等な通交と競争を促すための国民精神としてそれが機能することを求めたのである。

「開かれた」ということの意味は、もうひとつある。国体が外に対して開かれたものであるように、伊藤は政治の仕組みが国民に対して開かれたものであることを強調している。その背景には、広く諸外国に国を開くことになった今、日本の国際競争力を決するのは国民の民度だとの認識がある。

他国ト競争シテ以テ独立ノ地位ヲ保チ国威ヲ損セヌ様ニシナケレバナラヌト云フニハ、人民ノ学力ヲ進メ人民ノ智識ヲ進メナケレバナリマセヌ。其結果ハ一国ノ力ノ上ニ於テ大イナル国力ノ發達ヲ顯スト云フコトハ自然ノ結果デ有リマセウ。

国民の開化こそ国の独立の基礎と伊藤は言うのである。別のところでは、「人民ヲ暗愚ニシテ置イテハ国力ヲ増進スルコトニ於テ妨ゲガ有ルユエニ、人民ノ智徳並ビ進マシメテ学問ノ土台ヲ上ゲテ国力ヲ増進スル基トシナケレバナラ」ないとも述べられている。従前の論旨と繋げれば、国民の知力の向上を図れば、国家は自生的に進化の方向を辿っていけるということであろう。

では、伊藤は進化の方向にどのような政治体制を構想し

ているのか。この点に関する彼の言明を聞いてみよう。

人民ノ学力智識ヲ進歩サシテ文化ニ誘導サシテ参リマスト人民モ己レノ国家何物デアル、己レノ政治何物デアル、他国ノ政治何物デアル、他国ノ国力何物デアル、他国ノ兵力何物デアルト云フコトヲ学問ヲスル結果ニ就テ知ツテ来ルノデ、其レガ知ツテ来ル様ニナレバ知ツテ来ルニ就テ支配ヲシナケレバナリマセヌ。若シ其ノ支配ノ仕方ガ善ク無イト云フト其ノ人民ハ是非善惡ノ見分ケヲ付ケルコトノ出来ル人民デ有ルカラ黙ツテ居レト言ツテ一國ハ治マルモノデ無イ。

支配者にとつて人民の開化とは両刃の剣である。開かれた知は国力の増強をもたらすのみならず、現実の統治を批判する精神をもたらすからである。しかし伊藤は、あくまでそのような人民を礎とする政治のあり方を唱える。なぜならば、人民の開化は文明諸國にとつて「普通ノ道理」だからである。

では、開かれた知性を有し批判精神をも兼ね備えた国民を前にして、支配の方法はどのように変わるべきなのか。伊藤はそれを「曖昧模糊ノ間ニ物ヲ置クコトガ出来マセヌ」と前置きして、次のように述べる。

君主ハ則チ君主ノ位置ニ在ツテ君主ノ權ヲ有ツテ一國ヲ統治シナケレバナラス。臣民ハ臣民ノ尽スベキ義務

ガ明カナラナケレバナラス。是レガ憲法政治上ニ於テ必要ナルコトデ有リマス。

このように治者と被治者の権限と義務を画定することが必要とされる。それを実現するのが憲法に他ならない。更に語を継いで次のように説かれる。

支配ス可キモノハ君主即チ一國ノ主權者デ有ル。其ノ働キハ何ニ依テ動作ヲ為スカト云フト、其ノ權力ト云フモノハ各種ノ政府ノ機關ニ由ツテ働カナケレバナリマセヌ。然ラハ其ノ組織構造ハ如何ト云フニ、其ノ組織構造ニ依ツテ權力ノ働キノ度合ヒ働ク方法ヲ規定スルノガ憲法ノ妙所デ有リマセウ。

憲法のもと、治者の支配は決して恣意的になされるのではなく、その権力の発動と運用には憲法の規定による規制が課される。曖昧模糊でない支配とは以上のように説明される。すなわちそれは、憲法によつて權力が制約され、その運用が規律されている政治なのである。

ここまで論じてきたことをまとめておこう。皇族華族を前にして開かれたこの講演において伊藤が展開したことは、國家の國際競争力の強化のために國民の文明的成熟が不可欠であり、その結果として立憲政治が不可避だというロジックである。被治者たる臣民の政治的地位の向上があるべき政治の姿として論され、それに対する政治的特権層の

譲歩が強く要請されているのである。

ここには巷間通用しているような超然主義者伊藤の姿は片鱗も見出せない。むしろ主張されているのは、国民中心の政治である。教育ある国民が政治的意識を高め、国家の統治のあり方に関心を寄せるのは当然と捉えられ、そして理想視されている。そのような国民の政治的活力を吸い上げ、国家の全体的な統治構造のなかに秩序づける枠組みが立憲制度なのである。

国民政治を理想視し、立憲制度を布いたからといって、伊藤はそこから一足飛びに政党政治や議院内閣制を導出したものではない。立憲制度を国民政治により即応したものへと脱皮させる制度改革は、国民の政治的意識の成熟と対外的環境の変化を見据えたうえでの慎重な政治的実践を必要とする。その意味で、明治憲法の制定は、彼にとって明治日本の「国のかたち」＝国制の終着点ではなく、あるべきそれへ向けての起点を築くものだった。われわれが見出す伊藤の思想像は、漸進的な制度の進化論者としてのそれである。あるべき国制へ向けて、次に伊藤が本格的に舵を切るのは、憲法発布後十年を経てからである。

III 国民政治の注入

(一) 明治三年の全国遊説

明治三年六月、大隈重信を首班として、第一次大隈内閣が組閣された。隈板内閣と称されるこの内閣では、当時の最大政党憲政党の大隈のほか、同党の板垣退助を内相に据え、外相と陸相海相を除いた全閣僚が憲政党から拔擢された。その意味で、それはわが国初の政党内閣だった。この前年に第三次内閣を組織していた伊藤であるが、政府内部では山県有朋率いる官僚勢力、そして議会からは多数派を占める板垣退助の自由党と大隈重信の進歩党の野党両党の狭間で思うように政局運営ができず苦慮していたところ、この月に自由進歩両党が合併して憲政党が結成されるや、政権を板垣・大隈の民党領袖に投げ出して、この政党内閣が実現したのである。それは、政党勢力にとつては柵からばた餅であり、藩閥政府にしてみれば明治政府の「落城」⁽²⁾と言わしめるものだった。

しかしこの画期的内閣は、政党人の獵官運動のなかでわずか四ヶ月にして倒れてしまう。その後首班指名を受けたのは山県有朋であり、彼によって十一月八日、再び超然主義の内閣が組閣される。とはいえ、政党勢力が短期にせよ

政権を担ったことの意味は大きい。隈板内閣の出現は、政党が政権を取ることとは決して不可能な絵空事ではないことを世に知らしめるものだった。そもそも地租増徴を不可避とする日清戦後の国家財政運営は、明治憲法上、議会の野党勢力の協力なしには成立し得ず、政党を蛇蝎のように嫌っていた山県首相ですら、内閣成立からほどなくの十一月二十九日、最大野党憲政党との提携を宣言せざるを得なかったのである。

そのようななか、伊藤による政党結成の噂がまことしやかに語られていた。政権投げ出し後、韓国や中国を漫遊するなどして政界から身を引いていた彼だが、かねてバイブのあった憲政党内星亨派（旧自由党）と配下の官僚を中心

(22)

に、一大政党の樹立を目論んでいると衆人は注視していた。このような世の風評を尻目に、当の伊藤は、明治三二年四月から十月にかけて、断続的に日本各地を巡り歩く遊説旅行を敢行した。この遊説は、通常、その翌年の伊藤による立憲政友会結成の準備作業として説明される。政権を担えるような責任政党の創設を目指していた彼は、その下準備のために民心の掌握を図って遊説活動を行ったというのである。(23)

確かに、伊藤がそのような効果を狙っていたことは否定できないだろう。だが、この時期に彼が日本中を回り、

人々に直接語りかけることを欲した初発の動機がそれだけだったとは思えない理由がある。既に筆者は別稿において、この遊説の眼目は日本人民に立憲政治の何たるかを直接語りかけ、自らの思い描く立憲国家の完成を期したという点にあることを強調して、それを「憲法行脚」と呼んだ。(24)以下では、前稿で論じたことを、この遊説を通じて展開される伊藤の国民像という観点から再論したい。

(二) 国民国家の理念

既に示唆したように、明治三二年の全国巡遊には、しばしば指摘される政党形成の準備作業の一環というにとどまらない蘊奥があるものと考えられる。例証を挙げよう。この年の九月に統一地方選挙ともいえる府県会議員選挙が、各地で行われた。それに併せて、板垣退助、大隈重信、星亨といった政党指導者は、盛んに日本各地を回り、自党の支持拡大に奮闘していた。そのようななかで伊藤の遊説が特異なのは、彼の足取りが政争に巻き込まれることを忌避して辿られたかのように思われることである。伊藤は、政党間の勢力拡大抗争の坩堝と化していた東北地方は訪れていない。(25)また、北陸地方の訪問も、当初八月だった予定を十月に順延しているが、それも選挙前に赴くことを慎重に避けた結果だった。(26)

こういったことを勘案すれば、この時の伊藤の遊説には、単なる政党活動のキャンペーンにとどまらないもうひとつ別の思慮があったと考えられるのは必然だろう。そして実際に、ここで伊藤が残した演説の記録を仔細に検討した時、そこから浮かび上がってくるのは、一政党の旗上げ計画というよりもむしろ、立憲政治の仕切り直しを企図したより根源的な国家構想と呼ぶべきものである。この点、佐々木隆氏は、伊藤の遊説の目的を「人民」の「国民」化⁽²⁸⁾、「国民国家」の形成⁽²⁷⁾に求めている点、慧眼である。もともと佐々木氏は、その「国民」や「国家」の内実について詳しく論及されていない。以下においては、この点の究明を心がけたい。

伊藤が呼びかけたこと、それは一言で言うならば、前章で瞥見した国民政治論である。憲法発布時には国家の上流階層に対して、閉ざされた扉の奥で語っていたことを、彼はここにきて広く世間一般に向けて公言し始める。

封建時代の日本国民は政治に少しも与からず唯々支配さるゝのみであつたから、其時に当つては政治が如何に行はるゝかと云ふことを知らうと云つても、唯々己れの上に関つて来ることの外は知れなかつたのである。然るに今日は、己れの上に関係のないことまでも知らなければならず、又知るだけの権利があると云ふ人民

になつたのである。さう云ふ人民になつた以上は、即ち国家の事に与かる権利があるのであつて、此の如き仕掛方法の行はるゝものを以て文明の政治と云ひ、文明の人民と云はるゝのである。⁽²⁹⁾

明治二二年の時点で既に伊藤が、文明国の必要条件として知的に開化された国民の存在を挙げていたことは先述の通りである。国民の知力や学力の向上こそ国力の礎であるということ、伊藤は皇族や華族を集めて説いていた。政治は国民を中心としたものでなければならない。それどころか、国民こそ政治の主役たるべきなのである。「国民其者が国家を担ふと云ふ觀念が起らなければならぬ」⁽³⁰⁾。この政治信条を今や彼は、国民に直接呼びかけることになる。

伊藤は、「各種の事業に従事するもの何者か政治と相關連せざる者あらむ」⁽³¹⁾と説いている。彼によれば、文明の世とは、政治が人間の社会活動の万端に浸透した世界なのである。それはつまり、人間の行うあらゆる事業の背後に国家が控え、必要とあれば国家がそれら事業を後押しし推進させていくことが予定されている世界である。このような認識に立つが故に伊藤は、国民が政治の領域に客体のみならず、主体として登場することを切望していた。彼はこの時期、衆議院議員選挙法の改正を通じて有権者層を拡大することを目指していた。⁽³²⁾それは通常指摘されるように、単

に都市ブルジョアの政治参加を意図しての政策にとどまるものではなく、「文明」という理念を掲げた、より一般的な「国民」国家の哲学の発露と考えられる。

文明の人民は独り民間の事に通ずるのみならず政府の事も知らなければならぬ、政府の事を知つて政府が如何なる事に人民から税を取立てるか、其取立てた金をどうするかと云ふことも知らなければならぬ。⁽³³⁾

伊藤は、国家に納税する国民が、国家の統治をチェックし方向付けるという意味で国民国家を考えていたのである。そのような政治に参与する者としての国民を成り立たしめるもの、それは単に財産だったのではない。それ以上に強調されていたのが、教育であった。

専制の政治は多く秘密に涉ることが多いのでありまして、所謂孔子が説いて居らるゝやうに由らしむべし知らしむべからずと云ふ仕掛方法であるが、憲法の政治は成るべく国民に政治の利害得失を明に知らしむると云ふ仕掛方法である。而して之を知ると知らざるとは、其教育の如何に關係することである。素より教育のことは一朝にして進歩せしむることは容易ならぬことであるが、併し漸々に子弟をして学に就かしめて教育の進歩するに従ひ、又時勢の変遷するに従ひ、憲法政治の仕掛方法を解釈することが段々に経験が積んで来る

に従つて、政治のことも何でも分り易くなると云ふやうにならなければならぬ。⁽³⁴⁾

伊藤は教育を漸進的に国民のより広い層に及ぼし、それに応じて国民の政治参加を進めていくというヴィジョンを抱いていたのである。実際、彼は遊説中、立ち寄った先々で学校を訪れ、そこでもさかんに講演をしている。伊藤の遊説のもうひとつの大きな目的として、教育の重要性を国民に喚起するということがあった。そこには、彼の思い描いた理想の政治の姿が秘められている。次にこの点を検討しておこう。

(三) 実学の呼びかけ——国民の内実——

明治三二年の遊説において伊藤が繰り返し訴えかけたトピックとして、教育の問題がある。伊藤が国民の教育に大きな関心を注いでいたことは、明治二年の皇族華族宛演説にすでに明言されていたことを想起されたい。それは、国家の体制に直結する問題として把握されていた。ここでも、同じことが次のように強調されている。

一国を振起せしむるには国民の教育と云ふものが必要がある。国民の教育を必要とすれば、国民をして政治の利害得失を論議せしむると云ふことが、智識の発達を必要とするの結果として当然のことである。而して

国民をして政治の利害を公に論議せしむると云ふことになれば、従つて議會なるものを起すと云ふ必要は免れぬことである。⁽³⁵⁾

伊藤において、議會制度というものは、教育を受けた国民を前提として考えられていたのである。明治二二年の演説では、教育を受け開化へと進んだ国民は、「己レノ国家何物デアル、己レノ政治何物デアル、他国ノ政治何物デアル、他国ノ国力何物デアル、他国ノ兵力何物デアルト云フコトヲ」理解し得る存在とされていた。そのような国民に對して、「黙ツテ居レト言ツテ一國ハ治マルモノデ無イ」。むしろ伊藤は、そのような教育ある国民の政治的公論を吸い上げて展開させるフォーラムを不可欠とした。そのため、国家の装置が議會に他ならないのである。

次に問題となるのは、教育の中味である。伊藤は教育を通じて、どのような国民を創出しようとしたのか。それは政治に専ら携わる古典古代のポリスの市民だったのか。⁽³⁶⁾その答えは否、である。

逆説的だが、伊藤にとって、教育とは非政治的なものでなければならなかった。それは、先ず何よりも、国民を實業にいそしむ専門的職業人に仕立てるべきものだった。伊藤は、「今日の學問は総て皆実學⁽³⁷⁾」と述べている。実學ということの意味は二重にある。ひとつは、政談の排斥とい

うことである。以前にも伊藤は、明治十二年に建言した「教育議」において、実用的な科学を広め、「政談ノ徒」を「暗消」することを唱えていた。原文を引いておこう。

高等生徒ヲ訓導スルハ、宜シク之ヲ科学ニ進ムヘクシテ、之ヲ政談ニ誘フヘカラス。政談ノ徒過多ナルハ、国民ノ幸福ニ非ス。今ノ勢ニ因ルトキハ、士人年少稍ヤ才氣アル者ハ、相競フテ政談ノ徒トナラントス。〔中略〕今其弊ヲ矯正スルニハ、宜シク工芸技術百科ノ學ヲ広メ、子弟タル者ヲシテ、高等ノ學ニ就カント欲スル者ハ、専ラ實用ヲ期シ、精微密察、歲月ヲ積久シ、志嚮ヲ專一ニシ、而シテ浮薄激昂ノ習ヲ暗消セシムヘシ。蓋シ科学ハ実ニ政談ト消長ヲ相為ス者ナリ。⁽³⁸⁾

明治三年においても、このテーゼは繰り返される。異なるのは、暗消の対象である。明治十二年においてはそれは、私立学校において再生産される自由民権派の運動家だったが、それから二十年後に批判の対象となるのは、漢学などを拠り所とするナショナリズムである。伊藤は、漢学者は「何でも專制的のことではなければ日本の国体に適はぬが如く思ふて居る」が、それは「彼等の眼界の狭小にして又古今の政治と、其実體とを解する能はざる所」からきた謬見であり、「普天の下、率土の浜王土王臣に非ざるはなし」との古言の誤解だとして、⁽³⁹⁾そのように立憲政治の何たるか

を理解しない漢学など「虚学」に過ぎないと切つて捨てて⁽⁴⁰⁾。

このような伝統主義的傾向に対する厳しい姿勢の背後には、排外的ナショナリズムの勃興という当時の状況があったものと推察される。明治三二年七月、かねて改正が実現していた西洋諸国との不平等条約が撤廃され、新条約の施行が始まった。これに合わせて、居留地制度も廃止され、いわゆる内地雑居が開始される。そうになると、外国人の日本国内の自由な通交を忌避したり、外国資本による国土の買収を憶測する声が強まり、世論では排外熱が高まった。伊藤のこの時の巡遊には、それを宥める意味合いもあったのである。伊藤は、ナショナリズムから常に距離を取った政治家であった。改正条約実施の反対を唱導する者たちが、多分に漢学や国体論に基づいて政談を弄していると見た彼は、二十年前の「教育議」の精神に則り、「科学」的教育を通じてその「暗消」を唱道するのである。

実学のもうひとつの意義は、先の引用中にも示されているように、「事実に応用」されるべきものという側面である。伊藤自身による詳しい説明を聞いてみよう。

学問なるものは如何なるものであるかと云ふに、学問は青年の人が成長の後に於て各々志す所の事業を為さむと欲するの手段に過ぎぬ話である。学問其ものが目的を達しさせる訳ではない。先づ学問を以て世に処す

るの階梯として、而して学んだ所のものを以て事実に応用して始めて、人は経験を得る。其経験の積んだ者は如何なる事に従事しても其事を成し遂げ得ると云ふことになるのでありますから、其遂ぐるに就ては深く諸君に希望を抱かざることを得ぬのである。⁽⁴¹⁾

学問は「手段に過ぎぬ」と言い切られている。それは人が世に出て行くための「階梯」なのだ、と。一見、これは学問を実利主義的に貶めた物言いだが、ここではむしろこの発言に含意されている伊藤のメッセージを把握することに努めよう。そのためには、伊藤の生い立ちについて理解しておくことが便宜である。

そもそも伊藤は農家の生まれである。伊藤の生後、父が主家である伊藤家に家族ぐるみで養子に迎えられ、侍の身分を得た。侍といつても、伊藤家は足輕程度の下級武士の家柄であった。

そのような伊藤が功なり名を遂げていったのは、紛れもなく教育の賜物だった。よく知られているように、伊藤は松下村塾で吉田松陰の薫陶を受けた。塾生として彼が特に一目置かれる存在だったというわけではないようであるが、それ以前に木戸孝允の義弟来原良蔵との出会いを通じて、学びの手ほどきを受けていた彼は、塾の雰囲気満喫した。友人に宛てて、「爰許当時文学盛にて、一人も読書不致者

無之……。貴兄にも何卒読書御学被成候様奉存候⁽⁴²⁾」と書き送った手紙が残っている。

文久三年（一八六三）、伊藤は井上馨らとともに英国へ密航する。それは、かねてより「英学修行の志願」を抱いていた宿志を貫徹したものだ。半年余りの滞英だったが、その経験は彼の人生に大きな画期をもたらし、よく言われるように、それまでフアナティックな攘夷運動家だった伊藤は、この密航を境にそれと決別する。いち早く西洋文明を実見し得た伊藤は、名実ともに開化主義者となって帰国するのである。以後、彼は「智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし」（五箇条の御誓文）を体現する政治家となる。帰朝後、彼は外国船隊による長州藩攻撃の講和交渉において、また長崎における外国からの武器買い取り交渉において、八面六臂の活躍をみせる。イギリスで培った西洋人とのコミュニケーション能力を実地に応用して、伊藤は身分の枠を越えて藩政のなかで名を成していくのである。このように、伊藤は幕末の世に旺盛な知識欲でもって、出世の階梯を昇っていった。知とは、彼にとって、身分制度の克服、そして攘夷主義という偏狭なナショナリズムからの脱皮を可能としてくれたものだったのである。⁽⁴³⁾

以上のような伊藤の来歴を考え合わせれば、学問を手段と言いつける彼の言説が指し示すものも自ずと明らかとなる

う。伊藤は自らの経験に照らして、学問を通じて各国民が個人として自立し、身分などの社会的しがらみに束縛されずに世に処していける存在となることを理想としたのである。そのために、知は実社会のなかで活用される必要があった。言うならば、個人と社会をつなぐ媒介として知はあったといえよう。知を通じて個人は自らを実現し、社会に働きかけ、それを作り変えていくことができる。「実学」ということに込められたメッセージとは、そのように解すべきものと思われる。

以上のように、伊藤が求めた国民とは、一次的には非政治化された経済人に他ならなかった。政談にうつつを抜かすことなく、日々の経済活動にいそむ人間である。しかし、他方で伊藤は、そのような経済人を改めて政治に動員することを図る。「各種の事業に従事するもの何者か政治と相関連せざる者あらむ」と呼びかけていた伊藤は、経済人が経済人としての本分を全うするために、一定の政治性が不可欠であることを説くのである。そのロジックは次のように説明できよう。国民一人一人は、普段は自己の生業に専心するべきであるが、その一方で、そのための条件を整備するために政治への参加が必要となる。つまり、各人は自らの経済活動を阻害したり、あるいは逆にその発展を助成するような政治的要因が存在すれば、その除去や実現

を旨して政策形成に関与するべきなのである。

IV 伊藤の政治思想——文明・立憲制・国民政治——

本稿では、明治憲法制定から一貫して認めることができる伊藤の政治思想を摘出することが試みられた。一言で言えば、それは国民政治の追求ということに他ならない。伊藤にとって、国家とは国民によって構成され、担われるべきものであった。問題はどのような国民か、ということである。それをもう一度まとめておこう。

伊藤は国民に対して重ねて、「文明の民」であることをよびかけた。それが意味しているのは、先ず何よりも独立した個人ということである。彼において、文明人とは学問を修めて自らの意思で職業を選択し、それを通じて自己実現を図る存在である。前述のように、ここには、伊藤の個人史が投影されていると考えられる。向学心だけが自己資本だった若き日の伊藤は、世界的視野を身につけて、維新政府のなかで名を成していった。彼にとって、知とは、身分や門閥といった生来的制約を克服し得る自己実現のツールだったのである。

第二に要請されたのが、専門的職業人となることだった。

伊藤にとって、知とは実社会のなかで応用されるべきものだった。知を社会に応用するのが、職業的な専門家である。

それは、この言葉が通常意味するような医師や法律家などの狭義の専門職にとどまらない。ここで観念されているのは、およそ実業に携わる人である。教育を通じて自ら選択した職業についての専門知を習得した者が、実業の各方面で自己の知識を実地に応用することが期待されたのである。伊藤の理想とする文明的な国民とは、以上のように本質的に非政治的な経済人である。逆に言えば、政治とは社会のなかにおいて、経済活動を補完するという二次的な意義しか有しないということでもある。しかし、二次的とはいっても、経済あるところ政治も付随するのであり、政治は社会の至る所に遍在するということになる。

かくして、第三に、この政治をいかに制度化するかという問題が出てくる。そのために彼が構築せんと欲したのが、政治フォーラムとしての議会だった。伊藤は文明の成熟に合わせて、国民のできるだけ広い層に参政権を与え、議会の場に国民の政治的活力が結集されて秩序化されることを期待した。その背後には、国民の政治的関心を促進し、それに裏付けられた政治を希求する憲法制定当初からの政治思想があった。明治憲法の成立によって発足した立憲体制に、国民政治という理念と機能を注入すること。それこそ伊藤博文の一貫して追求した立憲国家のかたちである。

*引用に際しては、読みやすさの観点から、句読点を適宜補い、旧字体・変体かなを現行表記に改めた。また、引用文中、今日から見て問題を含む表現があっても、歴史的資料の性格に鑑みて、改変を加えなかった。

注

- (1) 司馬遼太郎／坂野潤治「日本という国家」『世界』一九五五年六月号、三五—三六頁。
- (2) 司馬遼太郎『翔ぶが如く』第二巻（文春文庫、二〇〇二年）、二七八頁。
- (3) 司馬氏と同じイメージで伊藤を描く最近の例として、川口暁弘『明治憲法欽定史』（北海道大学出版会、二〇〇七年）がある。
- (4) 家永三郎『日本近代憲法思想史研究』（岩波書店、一九六七年）、七八—七九頁。
- (5) 春畝公追頒會編『伊藤博文伝』中巻（春畝公追頒會、一九四〇年）、六五一頁。
- (6) 同右。
- (7) 前掲『伊藤博文伝』中巻、六五二頁。
- (8) 前掲『伊藤博文伝』中巻、六五四頁。
- (9) 前掲『伊藤博文伝』中巻、六五五—六五六頁。
- (10) 前掲『伊藤博文伝』中巻、六五五頁。
- (11) 前掲『伊藤博文伝』中巻、六五六頁。
- (12) 前掲『伊藤博文伝』中巻、六五三頁。
- (13) 同右。
- (14) 「枢密院議長伊藤伯爵の演説」『東京日日新聞』、一八八

九年二月十九日号。

- (15) 伊藤は、既に一八八二年のヨーロッパでの憲法調査の時点で、次のような認識を示している。「政党は議会あれば自から現る、者なれども、今日我国の現状の如き者には非ず。我国の現状は政党に非ずして徒党を結び、衆力を以て君主権を削弱又は破却せんとするの意を含蓄する者なり。之を明言すれば反逆党の外に出でず」（八月二十七日付山田顕義宛伊藤書簡、前掲『伊藤博文伝』中巻、三〇四—三〇五頁）。
- (16) 前注（14）。
- (17) シュタインの国家学については、さしあたり拙著『ドイツ国家学と明治国制』（ミネルヴァ書房、一九九九年）を参照。

- (18) 前注（14）。

同右。

- (19) 『伊東文書』書類の部、一〇四。

- (20) 『公爵山県有朋伝』下巻（原書房、一九六二年）、三一九頁。
- (21) 第三次内閣末期の憲政党結党直後に、伊藤は政党組織計画を進め、山県らとの間に軋轢を生んでいた。『明治天皇紀』第九巻（吉川弘文館、一九七三年）、四五二頁以下。伊藤は憲法施行後すぐの明治二五年一月にも政党結成を計画していたが、明治天皇の反対で断念した過去がある。

- (22) 伊藤の正伝たる『伊藤博文伝』には、「公は政党組織の素志を達する為め、その準備工作として地方遊説を為さんとし……」とある。春畝公追頒會編『伊藤博文伝』下巻（原書房、一九七〇年）、四一一頁。
- (23)

- (24) 拙稿「伊藤博文の憲法行脚」『ラチオ』第四号（講談社、二〇〇七年）
- (25) この時の民党勢力の遊説活動について、有泉貞夫「星亨」(朝日新聞社、一九八三年)二六七頁以下を参照。三浦梧楼「観樹將軍回顧録」(中公文庫、一九八八年、二九四頁以下の叙述も、当時の政党間の泥仕合の模様を伝えていて興味深い。
- (26) 明治三二年八月二三日付伊藤宛書簡にて、伊藤の参謀役伊東已代治は、「此際危険を冒し強而御発途可相成義は得策に有之間敷、寧ろ総選挙後を待て党派の異同に不拘、洽く民心を収攬相成候方、前途之計画之為得益不尠と存候」として、選挙後の北陸行きを勧めている。「伊藤博文関係文書」第二卷(塙書房、一九七四年)、三九三頁。
- (27) 政党構想という観点から、この時期の伊藤の動向を分析しているものとして、増田知子「立憲政友会への道」大久保利謙編『日本歴史大系14 明治憲法体制の展開(上)』(山川出版社、一九九六年)、二六四頁以下を参照。佐々木隆「明治人の力量」(講談社、二〇〇二年)、一七一―一八頁。
- (28) 「伊藤侯演説集 二」(東京日日新聞、一八九九年)、一五九―一六〇頁。
- (29) 「伊藤侯の演説(十月十六日福井市鐘秀館に於て)」『東京日日新聞』、一八九九年十月十九日、二頁。
- (30) 前掲「伊藤侯演説集 二」、二六五頁。
- (31) 伊藤之雄「立憲国家と日露戦争」(木鐸社、二〇〇〇年)、二九頁以下を参照。
- (32) 前掲「伊藤侯演説集 二」、一六〇―一六二頁。
- (33) 前掲「伊藤侯演説集 二」、二六五頁。
- (34) 前掲「伊藤侯演説集 二」、二六五頁。
- (35) 前掲「伊藤侯演説集 二」、一〇三頁。
- (36) ヨーロッパにおける古典的市民像について、マンフレート・リーデル(河上倫逸・常俊宗三郎編訳)『市民社会の概念史』(以文社、一九九〇年)、第一章と第二章を参照。
- (37) 「伊藤侯演説集 三」(東京日日新聞、一八九九年)、四〇頁。
- (38) 前掲「伊藤博文伝」中巻、一五三―一五四頁。
- (39) 「伊藤侯演説集」(東京日日新聞、一八九九年)、一七四―一七五頁。
- (40) 前掲「伊藤侯演説集 三」、四〇―四一頁。
- (41) 前掲「伊藤侯演説集 三」、三八―三九頁。
- (42) 「伊藤公全集」第一卷(昭和出版社、一九二八年)、「書簡」一一八頁。
- (43) 以上、幕末期の伊藤の遊学について、拙稿「長州ファイブとしての伊藤俊輔―「博文」の誕生―」『本』二〇〇九年六月号(講談社)も参照。
- (国際日本文化研究センター)